

札幌市火災予防条例第 66 条（火を使用する設備等の設置の届出）

第1項 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、設置の位置、構造その他火災予防上必要な事項を所轄消防署長に届け出なければならない。

- (5) ボイラー又は入力 70 キロワット以上の給湯湯沸器設備（個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 1 条第 3 号に定めるものを除く。）

2015/1/2 (表)		○札幌市火災予防規則			
		炉・厨房設備 温風暖房機・ボイラー 給湯湯沸器設備 乾燥設備 サウナ設備 ヒートポンプ冷暖房機 火花を生ずる設備 放電加工機			
		設置(変更)届出書			
		(あて先)札幌市 消防署長		年 月 日	
		届出者 住 所 氏 名		(電話 番)	
防火 対象 物	所在地	電話 番			
	名 称	主要用途			
設置 場所	用 途	床面積	m ²	消防用設備等 又は特殊消防 用 設 備 等	
	構 造	階 層			
届 出 設 備	設 備 の 種 類				
	着工(予定)年月日		しゅん功(予定)年月日		
	設 備 の 概 要				
	使用する 燃料・熱 源・加工 液 安 全 装 置	種 類	使 用 量		
取扱責任者の職氏名					
工 事 施工者	住 所	電話 番			
	氏 名				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄			
備考					
1 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。					
2 階層欄には、屋外に設置する設備にあっては、「屋外」と記入すること。					
3 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入すること。					
4 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。					
5 ※印の欄は、記入しないこと。					
6 当該設備の設計図書を添付すること。					